

熊谷市農業委員会
第24回総会議事録

令和5年7月28日（金）
熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第24回総会議事録

1 開会・閉会の日時及び場所

- (1) 開会の日時 令和5年7月28日(金)午後1時30分
- (2) 閉会の日時 令和5年7月28日(金)午後3時15分
- (3) 場 所 めぬま農業研修センター 大会議室

2 会議を組織する委員の定数

- (1) 定員数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)
- (2) 現在数 47名(農業委員19名 農地利用最適化推進委員28名)

3 出欠席の状況及びその氏名 下記のとおり

- (1) 出席数 44名
- (2) 欠席数 3名

農業委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	出	木村 進	11	出	田中 輝久
2	出	森田 豊	12	出	柿沼 憲雄
3	出	塚田 修	13	出	笛木 清
4	出	大島 正	14	出	栗原 一森
5	出	関口 久夫	15	出	大鷲 利夫
6	出	木部 富次	16	出	大野 隆一
7	出	金井 和夫	17	出	水野 明
8	出	神沼 孝治	18	出	腰塚菜穂子
9	出	権田 久男	19	出	上山 豊明
10	出	夏目 亮一			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏名	議席	出欠	氏名
1	欠	中嶋 儀臣	15	出	関口 明男
2	出	西田 茂夫	16	出	滝田 法明
3	出	根岸 勇	17	出	吉田 正己
4	出	伊藤 由行	18	出	岡田 藤寛
5	出	野邊 八雄	19	出	小崎 信明
6	出	福島 清一	20	出	戸森 貫一
7	出	石井 芳夫	21	出	長谷川 隼男
8	出	稲村 文男	22	出	坂本 三郎
9	出	菊地 修一郎	23	欠	田沼 寛央
10	出	漆原 秋夫	24	欠	細田 文男
11	出	鯨井 章男	25	出	森 一男
12	出	中島 正樹	26	出	中川 登美夫
13	出	奥野 進	27	出	林 和弥
14	出	小澤 好則	28	出	吉野 福司

4 議 事

(1) 議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について

(2) 報 告

報告事項(1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

報告事項(2) 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について

報告事項(3) 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

報告事項(4) 農地法第18条第6項の規定による通知について（合意解約）

報告事項(5) 農地法施行規則第29条第1項第1号の規定による届出について（2a未満の農業用施設）

報告事項(6) 引き続き農業経営を行っている旨の証明について

報告事項(7) 弁明書について

5 招 集 者 熊谷市農業委員会会長 木部 富次

6 議事進行状況 別紙のとおり

事務局次長	<p>皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第24回総会を開会いたします。</p> <p>それでは、はじめに、木部会長から御挨拶をいただきます。</p>
会長	(会長あいさつ)
事務局次長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以降の進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第4条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので、木部会長にお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。</p>
事務局次長	<p>本日の出席は、農業委員は19名中19名であります。また、農地利用最適化推進委員については28名中25名でございます。</p>
議長	<p>事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、本日の総会は成立しました。</p> <p>続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。</p>
議長	<p>(議長一任の声あり)</p> <p>議長一任の声がありました。それでは、議事録署名委員については、12番、柿沼委員、13番、笛木委員にお願いいたします。</p> <p>また、書記には事務局職員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。本日、審議いたします案件は、</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）</p> <p>議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について</p> <p>以上、6議案です。よろしく御審議願います。</p>

議長	<p>各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。</p> <p>なお、本日は新規就農の方に出席をお願いしております。 このため、議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についての議案を最初に審議いただきたいと思いますが、御異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p> <p>それでは、はじめに議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から議案第6号について概要を説明する。】</p> <p>議案第6号、農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について御説明いたします。</p> <p>議案書9頁から20頁、議案書資料6頁を御覧ください。</p> <p>申請件数は、全77件、158筆、171,189.12㎡です。 内訳につきましては、議案書資料の表のとおりです。</p> <p>今回の計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。</p> <p>また、新規就農者の説明の際は、議案書資料の7頁から10頁を御覧くださいようお願いいたします。</p> <p>以上、御審議の程、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、新規就農の方にお出でいただいておりますので、議案番号479から480を先に審議致します。申請人の入室を認めます。</p> <p>(申請人 ○○○○○○○○○○氏 ○○○○○氏 入室)</p> <p>本日は、お忙しいところ大変ご苦勞様です。 新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。</p>
申請人	<p>(新規就農者 ○○○○○○○○○○氏 ○○○○○氏 説明)</p> <p>申請人の○○さんは、まだ完全に日本語を使いこなすことができないため、同席をさせていただきます。私は令和3年から就農させてい</p>

林推進委員	<p>心配なところもありますが、〇〇〇〇を貸すので、協力をしながら見守っていきたいと思います。以上です。</p>
議長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、議案番号４７９から４８０について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですのでこれより採決いたします。</p> <p>議案第６号における議案番号４７９から４８０について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 多数 ）</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、承認すべきものと決しました。</p> <p>続きまして、議事参与の制限に係る案件がございますので、先に審議いたします。</p> <p>議案番号４４５から４４６については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p> <p>（ 〇〇委員 退席 ）</p> <p>それでは、議案番号４４５から４４６について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第６号における、議案番号４４５から４４６について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>（ 挙手 全員 ）</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。</p> <p>（ 〇〇委員 入室 ）</p> <p>続きまして、議案番号４９１から４９５については、借受人が〇〇委員でありますので、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。</p>

<p>議長</p>	<p>(○○委員 退席)</p> <p>それでは、議案番号491から495について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における議案番号491から495について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 ○○委員は、入室をしてください。</p> <p>(○○委員 入室)</p> <p>続きまして、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第6号における、新規就農及び議事参与の制限に係る案件以外について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって本案については、原案のとおり承認すべきものと決定しました。 次に、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>【事務局から議案第1号について概要を説明する。】 議案書の1頁、議案書資料の1頁を御覧ください。 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、全7件の申請があり、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。 議案番号4については、譲受人は農地を経営、所有しておりません</p>

<p>議長</p>	<p>が、取得予定の農地面積が1,000㎡を下回るため、本総会への出席は求めません。親族の間の贈与ということで申請を受けています。</p> <p>申請地の状況は適正に管理されており、今後について効率的に利用されていくものと思われま</p> <p>その他の案件につきましても、全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第3条第2項の各号については、許可要件の全てを満たすものと考えております。以上です。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p> <p>特にございません。</p>
<p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>令和5年4月より3条における下限面積が撤廃され、事務局説明のとおり、新規就農において1,000㎡未満の申請については、総会に出席を求めず審査を行いますので、慎重審議をお願いいたします。</p> <p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に、質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。</p> <p>議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、許可すべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p> <p>【事務局から議案第2号について概要を説明する。】</p> <p>議案書の3頁からと、議案書資料の2頁を御覧ください。</p> <p>議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については「農家住宅の敷地拡張」が1件です。</p> <p>農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。</p> <p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出</p>
<p>事務局</p>	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出</p>

議長	<p>されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p> <p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)を上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から、議案第3号について概要を説明する。】 議案書の4頁、議案書資料の3頁からを御覧ください。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について(一時転用)については、「営農型太陽光発電設備」が1件です。 申請人は、〇〇〇〇〇から許可を得て太陽光の下で〇〇〇〇を栽培しています。毎年、収穫量を報告し、通常の栽培と比べ8割以上の収穫を確保する必要があります。 申請人の〇〇さんの場合、毎年〇〇〇〇以上、通常の栽培と比べ〇〇〇を超えており、適正に栽培されています。資料の写真は、収穫した〇〇〇〇です。 以上、御審議の程よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>(なしの声)</p>

議長	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第3号、農地法第4条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>（ 挙手 全員 ）</p>
	<p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p>
	<p>次に、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>【事務局から、議案について概要を説明する。】 議案説明に先立ちまして、議案書7頁、議案書資料5頁の議案番号5、○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○の申請につきましては、別に借り受けている○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○であったことから、是正してから再度申請するとの理由で、取り下げとなりましたので御報告いたします。 また、議案資料5頁の議案番号4について、建築物等の欄について「木造2階建」の記載が漏れておりました。お手数ですが「木造2階建」の記入をお願いします。 それでは、説明に移ります。 議案書の5頁から、議案書資料は5頁を御覧ください。 議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請については、取下げを除いて全4件、内訳は、「自己用住宅」2件、「資材置場」1件、「農家住宅の附属家」1件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 以上、御審議の程よろしく願います。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
	<p>特にございません。</p>
事務局	
議長	<p>それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>（ なしの声 ）</p>
	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。 議案第4号、議案番号5以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>

	<p>(挙手 全員)</p> <p>挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>次に、議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。</p>
議長	
事務局	<p>【事務局から、議案について概要を説明する。】</p> <p>議案書の8頁を御覧ください。</p> <p>議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請については、「資材置場」の1件です。</p> <p>変更の理由については、議案書に記載のとおりです。</p> <p>以上、御審議の程よろしくお願いします。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。</p>
事務局	<p>特にございません。</p>
議長	<p>それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p>
	<p>(なしの声)</p>
	<p>特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第5号、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。</p>
	<p>(挙手 多数)</p> <p>挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。</p> <p>以上で全議案の審議が終了いたしました。</p> <p>続きまして、報告事項(1)から(6)につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。</p> <p>次に、報告事項(7)弁明書について、先月行われた第23回総会の「その他」において、役付委員会へ一任を受け、7月11日に役付委員会を開催し承認をいたしました。この間の経緯及び弁明書の内容について事務局の報告を求めます。</p>

<p>事務局 議長</p>	<p>【事務局から、報告事項（7）弁明書について概要を報告する。】</p> <p>事務局の報告が終わりました。本件について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>特に、質疑、意見等もないようです。</p> <p>以上で本日の議案、報告、すべて終了いたしましたので、議長の職を解かせていただきます。ありがとうございました。</p>
<p>議長</p>	<p>木部会長、ありがとうございました。 次に次第の6、その他に移らせていただきます。</p> <p>【農業政策課より担い手育成協議会研修会、ファームラボプレーヤー募集、農産物ブランド化研修会について説明。続いて、農業委員会事務局より「令和6年度熊谷市農業施策に関する意見書に係る意見の集約」について、「11月18日に開催される熊谷市産業祭」について、「県知事選のおける地位を利用した選挙運動の禁止」について、「最適化活動強化月間その2「空き農業用施設等のリストづくり」の情報収集依頼」について及び「タブレットを活用した農地パトロールに関する進め方と事前研修」についてをそれぞれ説明し、質疑応答を行う】</p> <p>事務局からは以上ですが、皆様から何かありますでしょうか。</p> <p>（ なしの声 ）</p> <p>それでは、閉会のあいさつを夏目会長職務代理にお願いいたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>（ 閉会のあいさつ ）</p> <p>ありがとうございました。</p>

農業委員会事務局

局長
次長兼農政係長
主任
主任
主任

浅見 和彦
佐藤 雅史
贄田 敦嗣
日下部 慎二
吉永 剛

産業振興部農業政策課

副課長
主幹兼生産振興係長
主任

田島 昭宏
田口 清和
腰塚 恵

令和5年7月28日

熊谷市農業委員会

会 長 木 部 富 次 _____

署名委員 柿 沼 憲 雄 _____

署名委員 笛 木 清 _____